

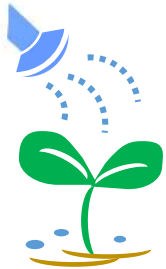
創業支援融資のご案内

荒川区産業経済部経営支援課 ☎ 03-3802-4684 (直通)

本文中「パンフレット」は
「荒川区中小企業融資制度
のご案内」(右記QRコード)
をご覧ください。



◆ 制度概要



区内における創業を促進し、区内産業の振興を図るため、事業を営んでいない方が荒川区内で新たに中小企業を創業しようとする場合（創業した日から1年未満の方を含む）、荒川区が金融機関及び東京信用保証協会と連携し、創業時に必要となる事業資金の融資をあっせんします。

区のあっせんを受けて、金融機関から皆さまに融資が実行された場合、ご返済中の利子の一部 及び 信用保証料の全額を荒川区が補助します。

◆ 申込要件：以下の要件を全て満たす方（初回相談時に区職員がお申込者の状況を確認いたします）

1 事業を営んでいない個人で※¹、荒川区内で※²、新たに個人事業主として、又は法人（NPO法人を除く）を設立して創業しようとする方

（事業を営んでいない個人が※¹荒川区内で創業し※²、融資あっせん申込時において創業した日※³から1年未満※⁴の場合を含む）

※1「事業を営んでいない個人」とは…

原則、給与所得以外の収入がない個人をいいます。

- × 他の法人の代表権を有する役員である
- × フリーランスでの事業所得がある
- × 不動産賃貸業を営み不動産所得がある 等

事業を営んでいる個人とみなし、原則、対象外
*過去に同様の経歴がある方も区にご照会ください

※2「荒川区内で…創業」とは…

個人 創業当初から継続して荒川区内に主たる事業所を置くこと（区外在住者も可）

法人 創業当初から継続して荒川区内に主たる事業所を置き、かつ、本店と本店登記地が設立当初から引き続き荒川区内にあること*

* 個人で創業した方が法人成り後に申込む場合、個人事業の創業当初から主たる事業所を荒川区内に置いていることが必要です。

- × 創業場所が未定の段階では、融資あっせん申込みはできません。
- × 住所利用や法人登記利用、郵便受取、会議室利用のみといった、利用できる執務スペースのないバーチャルオフィスは、主たる事業所又は本店としてお取り扱いできません。（一つの住所や執務スペースを共用するシェアオフィス、コワーキングスペース等については、お問い合わせください。）

※3「創業した日」とは…〔既に創業した方〕

個人 開業届出書における開業日、又は 売上が発生した日のいずれか早い日

法人 登記上の法人設立年月日

- × いずれも営業の実態がない場合や確認できない場合は、対象外です。

※4「創業した日から1年未満」について

個人で創業した方が法人成り後に申込む場合、個人事業の創業日から通算して1年未満の方が対象となります。

1-2 創業する事業に専念すること（会社員等の副業として経営することは不可）

会社員等として働いている場合は、融資実行前までに退職する必要があります。

◆ 申込要件（前頁からの続き）

2 申込みをする日までに納付すべき※¹各種税金※²を完納等していること

※¹ 創業時期により、あっせん申込み時に課税されていないものは除きます。

※² 各種税金とは、具体的には以下のものを指します。

個人 荒川区に納付する区民税*、所得税 及び 事業税（申告済みの場合のみ）

* 事業主が荒川区外在住の場合は、荒川区に区民税（事業所課税分）を納付していること

法人 法人税 及び 事業税（申告済みの場合のみ）

3 創業する業種が東京信用保証協会の保証対象業種であること（但し、不動産賃貸業での創業は不可）

4 許認可・届出等を要する事業を営む場合は、その許認可等を受けている又は融資実行前までに受けること

5 創業する事業の規模が、パンフレット P1 掲載の中小企業者に該当すること

6 「開業計画書」（荒川区所定様式）を作成し、荒川区の創業相談において、その事業計画について、相談員が審査・承認していること（必要に応じ、実地調査・企業診断を行う場合があります）

7 外国籍の方は、日本で事業活動を行える在留資格を有していること

8 荒川区暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当しないこと、暴力団関係者が経営に関与しないこと、暴力的な要求等の行為を行わないこと

◆ 資金使途

融資資金の使途は、事業経営に必要な運転資金、設備資金又はその両方（運転・設備併用資金）です。➡各資金の内容は、パンフレット P1 ○資金使途について を参照のこと

⚠ 運転資金（商品・原材料の仕入れ、外注費、従業員の給料、地代・家賃、リース料等）の融資限度額（4 か月相当分）は、開業計画書内の資金計画で積算します。

⚠ 融資実行時に既に支払済みの経費は融資対象外です。設備資金を利用する場合、対象設備等の支払いは融資実行後に行う必要があります。

◆ 融資（あっせん）の条件

〈融資限度額〉 1,500万円以内

〈本人負担利率〉 年利 0.5%（表面金利 1.9%、うち区の利子補給 1.4%）

〈返済期間〉 運転資金又は運転・設備併用資金…7年以内（据置期間 1 年以内を含む）
設備資金…10年以内（据置期間 1 年以内を含む）

〈信用保証料〉 荒川区が全額補助

◆ 信用保証・保証人・担保等

〈信用保証〉 原則として、東京信用保証協会の信用保証を付していただきます。

〈保証人〉 法人の場合は原則として代表者、個人事業主の場合は原則として不要です。

〈担保〉 この融資を含めて、信用保証協会における保証額の合計が 8,000 万円以内の場合は、原則として担保は不要です。

◆ 利子補給

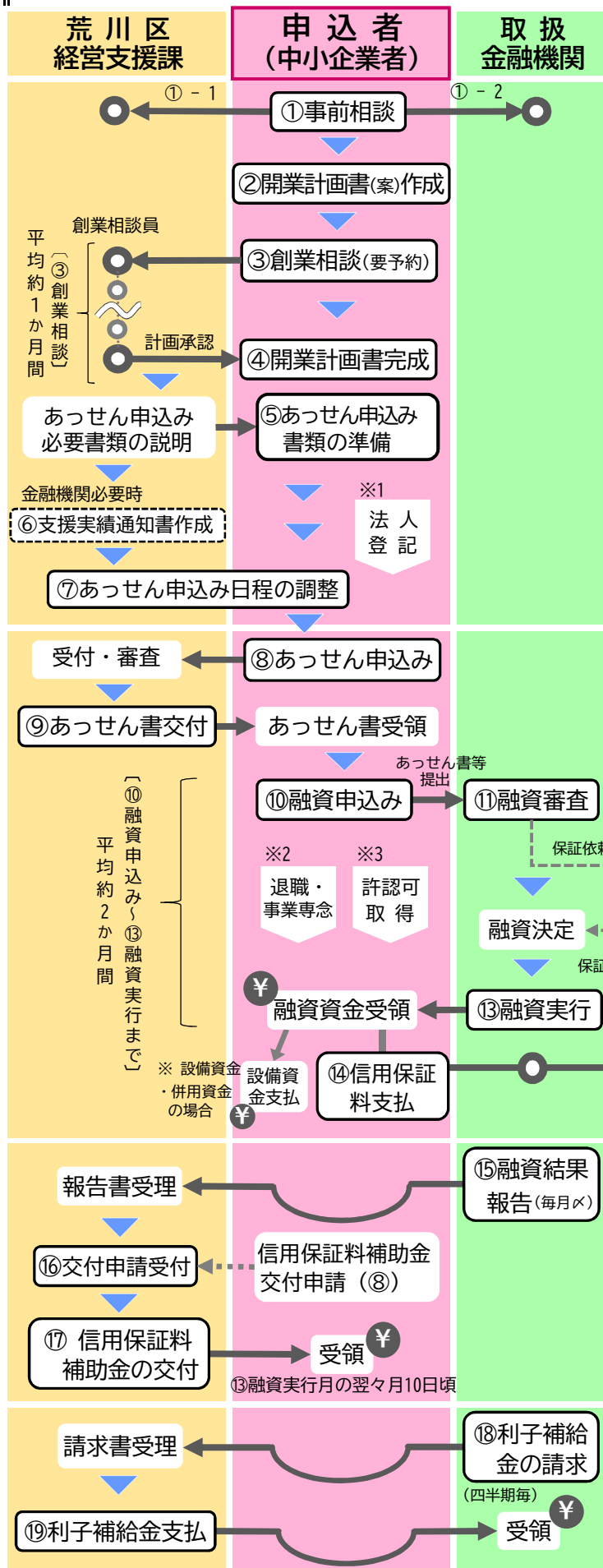
営業の本拠が区外に転出したとき等、返済途中に区が利子補給を中止する場合があります。

➡ 詳しくは、パンフレット P8「4 利子補給」参照のこと

◆ 申込みから貸付けまで

※ 主に申込みまでの手続きが他の融資メニューと異なります

創業支援融資の流れ



- ① - 1 はじめに、荒川区経営支援課で創業支援融資の利用についてご相談ください。
区職員が、融資あっせんの対象となるかを確認のうえ、制度概要を説明します。
- ① - 2 お借入先金融機関（パンフレットP.15掲載の取扱金融機関からお選びください）に、創業支援融資の利用について、借入希望額、返済期間等をご相談ください。
- ② 開業計画書（第22号様式）（案）を作成してください。様式は荒川区HPからダウンロードできます。
- ③ 開業計画書（案）を持参し、区役所にて区の創業相談員（中小企業診断士）との面談をしてください。
※創業相談：週1回（原則同一曜日）、1回約1時間程度の面談を、平均4回程度実施。区HPから要予約。
- ④ 創業相談員が開業計画書の内容を承認すると、開業計画書が完成、創業相談は終了となります。（必要に応じ、企業診断・実地調査を行う場合があります。）
- ⑤ 区職員から、あっせん申込み必要書類の説明がありますので、書類をご準備ください。
- ⑥ 必要に応じ、荒川区が開業計画書作成支援実績通知書を作成します。（お借入先金融機関により異なります。）
- ⑦ 申込み書類が揃いましたら、お電話等であっせん申込み日を荒川区経営支援課にご連絡ください。
（⑥支援実績通知書を発行する場合は、通知書が作成でき次第、区職員から申込者に、日程調整の連絡をします。）
- ⑧ 融資あっせん申込書及び必要書類を経営支援課に提出してあっせん申込みをしてください。
- ⑨ 経営支援課は申込書類を審査し、融資あっせん書を交付します。
- ⑩ 交付された融資あっせん書等を金融機関に提出し、融資申込みの手続きをしてください。
- ⑪ 金融機関は経営内容等を審査し、保証協会へ保証を依頼します。
- ⑫ 保証協会は面談の後、保証の可否を審査し、金融機関へ結果を通知します。
- ⑬ 審査を通過したときは、金融機関は融資を決定し、申込者と契約のうえ、融資を実行します。（審査の結果、融資金額の減額又は、融資を受けられない場合があります。）
- ⑭ 申込者は、融資実行時に金融機関を通じて保証協会に信用保証料を支払います。
- ⑮ 金融機関は、荒川区に融資結果（融資実行日、融資金額等）を報告します。
- ⑯ 荒川区は⑧あっせん申込み時に予め提出された申請書により、信用保証料補助金の交付申請を受け付けます。
- ⑰ 荒川区は申込者指定の金融機関口座に信用保証料補助金を振込みます。（パンフレットP.11 Q 4参照）
- ⑱ ⑲ 金融機関からの請求を受け、荒川区は金融機関に利子補給金を支払います。（パンフレットP.8 の4利子補給 参照）

※1 法人は申込み前までに設立登記をしてください。※2 会社員等として働いている方は、融資実行前までに退職する必要があります。

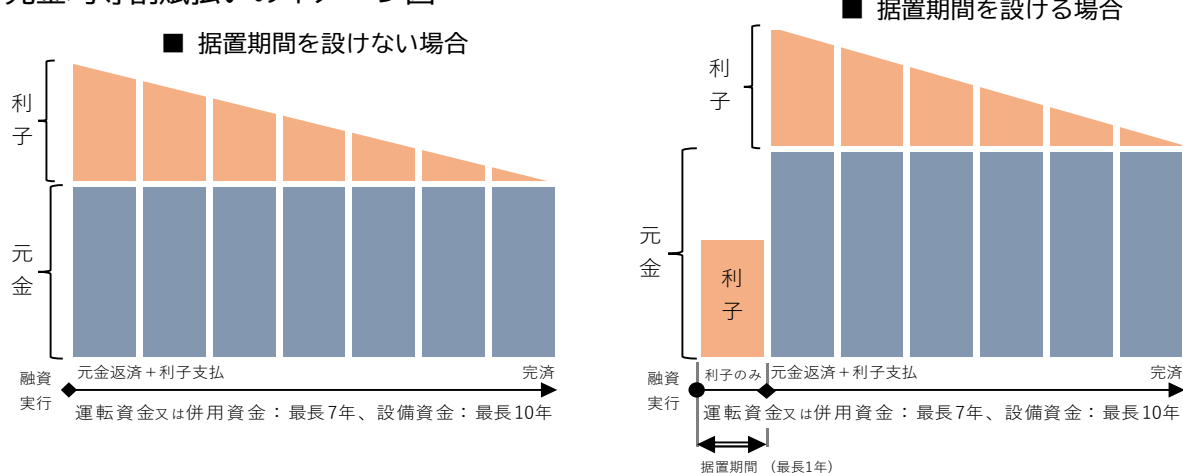
※3 許認可・届出を要する事業を営む場合は、融資実行前までに許認可を取得済・届出済であることが必要です。

◆ **あっせん申込必要書類**（開業計画書が完成した際、区職員が改めて説明いたします）
別紙「荒川区中小企業融資申込必要書類チェックリスト」**創業支援融資**をご参照ください。

◆ 返済方法

毎月の元金均等割賦払いとします。➡ 詳しくは、パンフレット P8「5 返済方法」を参照のこと

元金均等割賦払いのイメージ図



◆ ご注意ください

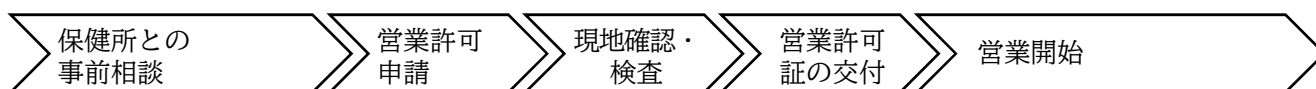
⚠ **荒川区の融資あっせんは、区が融資実行を保証するものではありません。金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、減額又は融資が受けられない場合があります。**

⚠ 創業までのスケジュール・自己資金に余裕をもって計画を立ててください。
相談開始から融資実行まで、約3か月程度（平均）かかります。
融資実行前に支払う経費（賃貸の店舗等を借りる際の仲介手数料や融資実行までに支払う家賃等）は、自己資金を充てる必要があります。

⚠ 許認可・届出等を要する事業を営む場合、許認可等の取得後に融資が実行されるため、設備資金を利用する際は、代金支払いまでの手順に注意が必要です。

例 飲食店や美容室で、店舗の内装工事費や備品購入費に融資資金を充てる場合

○ 保健所許認可手続きの流れ



○ 施工業者等及び融資関係の流れ



* 施工業者等と間で着工等～支払スケジュールを調整してください

◆ 荒川区ホームページ

開業計画書様式 (Word データ) ダウンロード	創業相談の予約
ページ ID: 4016 で検索* 又は右記 QR コード を読み取り ➡ 各種様式ダウンロード ・第 22 号様式 開業計画書 (創業支援融資) をクリック 申請書類等	ページ ID: 30208 で検索* ➡ 予約方法「申込みフォーム (外部サイトヘリンク)」をクリック 又は 右記 QR コード を読み取り 創業相談 予約フォーム

* ページ ID 検索: 荒川区公式 HP ヘッダー/フッター [探す] ➡ [ページ ID から探す] に ID 数字を入力